

令和5年5月1日

保護者・生徒の皆様へ

県立西宮甲山高等学校
校長 田中優至

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針について

晩春の候、ますますご清祥のこととお喜び申します。平素より、本校における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、このたび、県教育委員会から通知がありましたので下記のとおりお知らせします。

つきましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで行います。
- 2 教職員や生徒の発熱等体調不良時には、出勤・登校させないことを徹底します。
- 3 マスク着用の取扱いについての基本的な考え方は次のとおりです。
 - (1) 生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
 - (2) マスクの着用が推奨される以下の場面においては、生徒や教職員も着用を推奨します。
 - ①登下校時(通勤ラッシュ時)に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ②校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
 - (3) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることはありません。生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行います。
 - (4) 学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、十分な換気の実施や大声での会話は控える等一定の感染症対策を可能な限り講じます。
 - (5) 新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合には、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すこともあります。(ただし、マスクの着用を強いることはありません。)
 - (6) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導します。